

改正

平成5年3月11日条例第15号

碧南市総合計画審議会条例

碧南市総合開発審議会条例（昭和37年碧南市条例第56号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、碧南市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画の調整その他必要な事項について、調査及び審議をする。

（組織）

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

（1）市民の代表

（2）識見を有する者

（3）関係行政機関の職員

（4）市の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は市長が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（顧問及び参与）

第6条 審議会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、市長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会議に出席し、意見を述べるができる。

（報酬及び費用弁償）

第7条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成5年3月11日条例第15号）

この条例は、平成5年6月1日から施行する。